日立市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

日立市立学校設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 3 年11月29日提出

日立市長 小川春樹

## (提案説明)

日立市立中里小学校及び日立市立中里中学校を廃止し、新たに日立市 立中里小中学校を設置するため、本条例を制定するものであります。 日立市立学校設置条例の一部を改正する条例

日立市立学校設置条例(昭和39年条例第23号)の一部を次のよう に改正する。

第1条中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

別表日立市立中里小学校の項及び日立市立中里中学校の項を削り、同 表中

Γ

日立市十王町友部600番地 日立市立十王中学校 を

日立市十王町友部600番地 日立市立十王中学校

義務教育学校			
名称	位 置		
日立市立中里小中学校	日立市東河内町1953番地1		

改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(日立市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条 例の一部改正)

日立市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条 2

に

例(昭和31年条例第24号)の一部を次のように改正する。 別表補助機関の項中

Γ

管理医	小中学校	年額	1 1 1, 0 0 0	IJ
	幼稚園	年額	89,000	IJ
	特別支援学校	年額	1 1 1, 0 0 0	IJ
	幼保連携型認	年額	89,000	IJ
	定こども園			
学校医(学	小中学校	年額	2 2 2 , 0 0 0	IJ
校歯科医を	幼稚園	年額	1 7 8 , 0 0 0	JJ
含む。)	特別支援学校	年額	2 2 2 , 0 0 0	JJ
	幼保連携型認	年額	1 7 8 , 0 0 0	IJ
	定こども園			

を

Γ

管理医	小中学校	年額	1 1 1, 0 0 0	IJ
	義務教育学校	年額	1 1 1, 0 0 0	JJ
	幼稚園	年額	89,000	JJ
	特別支援学校	年額	1 1 1, 0 0 0	"
	幼保連携型認	年額	89,000	IJ
	定こども園			
学校医(学	小中学校	年額	2 2 2 , 0 0 0	<i>)</i> ]
校歯科医を	義務教育学校	年額	2 2 2 , 0 0 0	11

に

含む。)	幼稚園	年額	1 7 8 , 0 0 0	<i>)</i>
	特別支援学校	年額	2 2 2 , 0 0 0	IJ
	幼保連携型認	年額	1 7 8 , 0 0 0	II.
	定こども園			

改める。

(日立市立小中学校学区審議会条例の一部改正)

3 日立市立小中学校学区審議会条例 (昭和38年条例第20号) の一部を次のように改正する。

題名中「小中学校」を「小中学校等」に改める。

第1条中「小中学校運営の適正をはかる」を「小学校、中学校及び 義務教育学校(以下「小中学校等」という。)の運営の適正を図る」 に、「日立市立小中学校学区審議会」を「日立市立小中学校等学区審 議会」に改める。

第2条中「小中学校」を「小中学校等」に改める。

第3条第1号中「小中学校長」を「小中学校等の校長」に改め、同 条第2号中「小中学校」を「小中学校等の」に改める。

(日立市学校給食共同調理場設置及び管理等に関する条例の一部改正)

4 日立市学校給食共同調理場設置及び管理等に関する条例(昭和41 年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第1条中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

(日立市遺児福祉金支給条例の一部改正)

١

5 日立市遺児福祉金支給条例 (昭和52年条例第2号) の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「中学校」の次に「、義務教育学校の後期課程」を 加える。

(日立市暴力団排除条例の一部改正)

6 日立市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)の一部を次のよう に改正する。

第8条第1項中「中学校」の次に「、義務教育学校(後期課程に限 る。)」を加える。

(日立市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

7 日立市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「小学校」の次に「(義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。)」を加える。